

防大教第424号
令和7年3月13日

各 部 長
先端学術推進機構長
総合情報図書館長
各 学 群 長 殿

防衛大学校長
(公印省略)

フルブライト米国人招へい講師プログラムによる米国人講師の招へいについて（通達）

標記について、別添のとおり定めたので通達する。

添付書類：別 紙

フルブライト米国人招へい講師プログラムによる米国人講師招へい要領

「フルブライト米国人招へいプログラム」は、日米両政府から任命された委員からなる日米教育委員会により主催される日米の教育交流事業であり、米国大学の教授・准教授等による日本の四年制大学等での人文・社会科学の諸分野の講義を通じて、学生の「米国」に関する理解を深めることを目的としている。日米教育委員会に選出された、同盟国米国の実績ある講師を防衛大学校（以下「防大」という。）へ招へいし、学生に対し米国の最新のトピックを踏まえた講義を受講する貴重な機会を与えることが可能となることから、各学群の要望に応じ以下により受け入れることとする。

1 目 的

この規程は、防大の教育の進展を図るため、日米教育委員会が主催するフルブライト米国人招へい講師プログラムにより招へいされる米国人教官（以下「フルブライト招へい講師」という。）を各学群に受け入れることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 申請及び承認

- (1) フルブライト招へい講師を受け入れようとする学群の学群長は、受け入れ前年度の8月末までに、日米教育委員会及びフルブライト招へい講師との調整等を行う受入れ担当教官、フルブライト招へい講師の担当専門分野及び担当予定科目を含んだフルブライト招へい講師受入れ調書（付紙様式第1及び付紙様式第2）により、教務部長を経由して防衛大学校長に申請するものとする。
- (2) 防衛大学校長は、学群長会議の議を経て、承認又は不承認を決定する。
- (3) 承認又は不承認の決定については、付紙様式第3により通知する。

3 応募及び報告

- (1) フルブライト招へい講師を受け入れようとする学群の学群長は、前項について防衛大学校長より承認された場合、申請内容に基づき日米教育委員会へ応募を行う。
- (2) フルブライト招へい講師を受け入れようとする学群の学群長は、日米教育委員会からのフルブライト招へい講師の内定報告を受け、フルブライト招へい講師の教育実績及び研究業績等について教授会へ報告を行う。

4 受け入れ期間

フルブライト招へい講師として受け入れる期間は、1年以内とする。

5 フルブライト招へい講師の責務、身分、遵守事項等

- (1) フルブライト招へい講師は防大職員の身分を有しない。
- (2) フルブライト招へい講師は防衛省及び防大の諸規則を遵守するものとし、受け入れ期間中における、本人の責めに帰すべき事故等については、本人の責任とする。
- (3) フルブライト招へい講師は受け入れた学群の学群長の監督下に置くものとする。
- (4) フルブライト招へい講師に対しては、受け入れ期間中、防衛大学校共同利用電子計算機システム（教研系）の利用を認める。
- (5) フルブライト招へい講師は、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体を学内に持ち込んで서는ならない。
- (6) 防衛大学校は、学内外で発生した事故等による傷害、損害等（第三者によるものを含む。）について、防衛大学校に過失がある場合を除き、責任を負わない。
- (7) フルブライト招へい講師は、受け入れ期間中、防衛大学校における教育状況等を外部に発表する場合は、学群長の了承を得るものとする。
- (8) フルブライト招へい講師は、防大校内において教育に従事する場合は、常に防衛大学校の発行する来校者入門証を着用し、入出門時その他必要がある場合には、これを提示するものとする。
- (9) フルブライト招へい講師は本項、第6項及び第7項の各項目を含む同意書（付紙様式第4及び付紙様式第5）に署名の上、受け入れ期間開始日まで防衛大学校長あてに提出するものとする。

6 フルブライト招へい講師への支援等

- (1) フルブライト招へい講師に対して、防大の教育研究に支障なく、教育に必要と認められる範囲において、施設・設備の使用を認めるとともに、消耗品を提供することができる。
- (2) 受入れ担当教官は、フルブライト招へい講師の円滑な教育活動の実施に必要な支援を実施する。

7 受け入れの取り消し

フルブライト招へい講師が防大の諸規則に違反し、又は防大の教育等の実施に重大な支障を与えたときは、防衛大学校長はフルブライト招へい講師の受け入れを取り消すことができる。

8 委任規定

この通達に定めるもののほか、必要な事項は教務部長が定める。

防衛大学校長 殿
(教務部長 気付)

〇〇学群長

フルブライト招へい講師の受け入れについて (申請)

標記について、別添のとおり上申する。

添付書類:フルブライト招へい講師受け入れ調書

〇〇学群長 氏名

〇〇学科長 氏名

〇〇学科長 氏名

フルブライト招へい講師受け入れ調書

受入れ担当教官 所属 ・ 職 ・ 氏名	
招へい期間	元号〇年〇月〇日～元号〇年〇月〇日 (計〇か月)
予定専門分野	
担当予定科目 及び単位数※	
共同招へい計画の有無	(有 ・ 無) 共同招へい先：
授業外活動の予定	
招へい講師の研究室 所在	

※担当予定科目及び単位数は全て記載すること

〇〇学群長 殿
(教務部長 気付)

防衛大学校長

フルブライト招へい講師申請結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 受け入れの可否について
承認する ・ 承認しない
- 2 決定を行った学群長会議の開催日
- 3 受け入れの可否についての付帯決議又は意見

同 意 書

【受け入れ条件等】

- (1) フルブライト招へい講師は、防衛大学校職員の身分を有しない。
- (2) 防衛大学校内においては、フルブライト招へい講師は防衛省及び防衛大学の規則に服するものとする。
- (3) フルブライト招へい講師は、受け入れた学群の学群長の監督下に置くものとする。
- (4) フルブライト招へい講師に対しては、受け入れ期間中、防衛大学校共同利用電子計算機システム（教研系）の利用を認める。
- (5) フルブライト招へい講師は、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体を学内に持ち込んで서는ならない。
- (6) 防衛大学校は、学内外で発生した事故等による傷害、損害等（第三者によるものを含む。）について、防衛大学校に過失がある場合を除き、責任を負わない。
- (7) フルブライト招へい講師は、受け入れ期間中、防衛大学校における教育状況等を外部に発表する場合は、学群長の下承を得るものとする。
- (8) フルブライト招へい講師は、防衛大学校内において教育に従事する場合は、常に防衛大学校の発行する来校者入門証を着用し、入出門時その他必要がある場合には、これを提示するものとする。
- (9) 受け入れ期間中、フルブライト招へい講師に対して、防衛大学校の教育研究に支障なく、教育に必要と認められる範囲において、施設・設備の使用を認めるとともに、消耗品を提供する。
- (10) フルブライト招へい講師が、防衛大学校の諸規則に違反し、又は防衛大学校の教育等の実施に重大な支障を与えたときは、防衛大学校長は、フルブライト招へい講師の受け入れを取り消すことができる。
- (11) 上記の各受け入れ条件のほか、招へい講師の取り扱いにつき別途必要な事項が生じた場合、フルブライト招へい講師はその定めに従うものとする。

以上の取り決めに同意し、これを遵守いたします。

防衛大学校長 殿

年 月 日

署 名 _____

**Fulbright Visiting Lecturer
National Defense Academy of Japan**

Terms and Conditions

■ Conditions of Acceptance

- (1) The Visiting Lecturer shall not have the status of National Defense Academy (NDA) staff.
- (2) The Visiting Lecturer shall be subject to the rules and regulations set forth by Ministry of Defense and NDA.
- (3) The Visiting Lecturer shall be under the supervision of the Dean of the School that has accepted him/her.
- (4) NDA provides the Visiting Lecture with access to the NDA's Joint Computer System (Education and Research System) during the term of appointment.
- (5) The Visiting Lecture shall not bring his/her own personal computers or digital storage media (USB memory sticks, hard, discs, etc.) onto campus.
- (6) NDA shall not be liable for any injury, damage, or loss (including those caused by third parties) that occurs on or off campus, except to the extent caused by the NDA's negligence.
- (7) The Visiting Lecturer shall obtain the prior approval of the Dean of the School before disclosing any information about NDA's educational programs or activities during the term of appointment.
- (8) While engaged in the educational activities at NDA, the Visiting Lecturer shall always carry their NDA-issued Visitor's Entrance Card, and shall present it when entering and exiting the Academy or when otherwise requested.
- (9) During the term of appointment, NDA shall provide the Visiting Lecturer with access to its facilities and equipment, and shall supply him/her with necessary expendable supplies, provided that such use does not interfere with NDA's educational and research programs.
- (10) The President of NDA may terminate the Visiting Lecturer's appointment if he/she violates any of the rules and regulations of NDA or seriously interferes with the NDA's educational programs or activities.
- (11) In addition to the above conditions of acceptance, the Visiting Lecturer shall comply with any additional rules or regulations that may be imposed by NDA regarding the Lecturer's visit.

I agree to and abide by the above terms and conditions.

I, _____, hereby agree to the above terms and conditions.

Signature _____

Date _____